

貴方の職場に労働法に精通した弁護士がお伺いします！ 労働法の実務に関するコンパクトセミナーを開始します！！

当協会では、経営法曹会議九州ブロックの協力を得て、会員企業さま向けの新しい形の法律セミナーを実施することになりました。

このコンパクトセミナーは、近時、企業が直面する労働法に関する実務問題に関し、「早い」、「安い」「うまい（わかりやすい）」ものとなっております。

会員企業さまにおいて会場をご準備いただく必要がありますが、役員研修、人事担当者向けの研修、職場の従業員を対象とする研修等利用方法には制限はありません（なお、ウェブ会議を利用した方式での実施は想定しておりません。）。

ご関心のある会員企業さまはぜひ一度ご利用ください。

「早い」：あらかじめ関心の高いテーマを取り上げてパッケージ化することで会員企業からのお申し込みが「早く」実施できます。また、1テーマ60分とコンパクトな内容となっておりますので「早く」実務上のポイントを抑えることができます。

「安い」：セミナーの内容をパッケージすることで、通常のオーダーメイドのセミナーよりも、格段に低額な費用（原則、60分 3万円）でご利用いただけます。申し訳ありませんが交通費についてはご負担いただきます。

「うまい」：講師を務めるのは労働法実務に精通した経営法曹会議に所属する弁護士ですので、痒い所に手が届く、実務を踏まえた内容となっております。

【コンパクトセミナーの内容】

テーマ1 ハラスメント①（パワハラって何？）

パワハラはダメ、そんなことは分かっているけど、いったい、どこからがパワハラで、どこまでが指導・教育として許されるの??そんな疑問を感じたことがある方のために、パワハラ指針や裁判例を踏まえてパワハラに該当するかどうかその判断基準を分かりやすく解説します。

テーマ2 ハラスメント②（セクハラ? マタハラ??）

「コミュニケーションのつもりだったのにセクハラと言われてしまった…」という経験はありませんか。ハラスメントを防止するためには、どのような言動が「セクハラ」「マタハラ」にあたるのか正しく理解する必要があります。近時の裁判例を踏まえて、どのような言動が、「セクハラ」「マタハラ」になるのか、その判断ポイントをわかりやすく解説します。

テーマ3 ハラスメント③（職場でハラスメントが起きたときの対処方法）

職場でハラスメントと疑われる事実について認識した場合にどのような対応をすべきか迷ったことはありませんか?その初動から事後対応まで、判断に迷う点を分かりやすくご説明いたします。なお、どのような言動がハラスメントにあたるかについては、テーマ1（パワハラって何?）テーマ2（セクハラ? マタハラ??）で取り扱います。

テーマ4 どこまでが労働時間? 知っておくべき労働時間の基本

長時間労働は、従業員の健康を損なうだけでなく、労働生産性を低下させるため、その防止が企業にとって取り組むべき重要な課題となっております。労働時間に関するルール、どのような時間が労働時間に該当するのか、具体的な労働時間管理のポイントなど、分かりやすく解説します。

テーマ5 職場の問題社員への対処方法

指示された仕事をこなせない、遅刻や早退を繰り返す、同僚や上司とのトラブルが多いなど、問題社員への対応に困っていませんか？指導・教育、人事上の措置、退職勧奨、解雇など、適法に実施するためのポイントやコツを分かりやすく解説します。

テーマ6 メンタルヘルス不調者への対処法

うつ病等のメンタルヘルス不調となる従業員は近年増加しており、企業におけるメンタルヘルス問題への対応はますます重要な課題となっています。メンタルヘルス問題に関し、職場において普段から留意すべき点、休職・復職時における具体的な対処方法など、分かりやすく解説します。

※テーマについては今後追加していく予定です。

※すべてのテーマをご依頼いただく必要はなく、関心のあるテーマだけのご利用も可能です。

【担当弁護士】



甲斐 顕一 弁護士
ふくおか法律事務所



恩穂井 達也 弁護士
徳永・松崎・斉藤法律事務所



松本 幸太 弁護士
TMI総合法律事務所福岡オフィス



池田 早織 弁護士
徳永・松崎・斉藤法律事務所



田坂 幸 弁護士
古賀・花島・桑野法律事務所



松村 達紀 弁護士
TMI総合法律事務所福岡オフィス

※担当弁護士の指定はできません。

【問い合わせ・申込先】

福岡県経営者協会事務局（担当：田淵）

TEL 092-715-0562

Email fukuoka-keikyo@ace.ocn.ne.jp